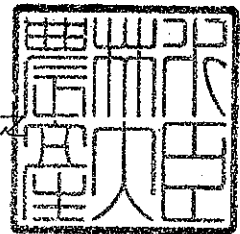


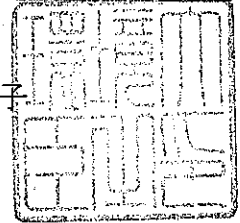
15消安第5573号
環水土発第040202001号
平成16年2月2日

農業資材審議会
会長 瀬尾 康久 殿

農林水産大臣 亀井 善



環境大臣 小池 百合子



農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正について
(諮問)

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年3月7日農林水産省、環境省令第5号）の一部を下記のように改めることについて、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

農薬の使用回数を守るべき期間について、は種又は植付けのための準備期間を含むこととするとともに、農薬の総使用回数について、有効成分の種類ごとの総使用回数（使用時期又は使用の態様ごとに区分された場合にあつては、当該区分ごとの総使用回数）を超えて農薬を使用してはならないこととする。